



みどり
水土里ネット

No.48

広 報

はとまがわ

H30. 4. 1 現在

地区面積

55,793,750m²

組合員数

3,225名



平成29年4月末撮影

《内海橋より麓岳方面を望む》

南方旧古川沿いの桜並木と菜の花

H30. 4. 15発行

迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024(代) FAX 0220 (58) 2784

URL <http://www.midorinet-hasama.jp>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成30年 通常総代会開催

土地改良功労者表彰

去る三月十六日登米市南方農村環境改善センターにおいて、平成三十年通常総代会が開催されました。始めに千葉理事長が総代の皆様と本日土地改良功労者表彰を受賞される皆様に対して常日頃のご協力、ご支援に対して御礼の挨拶があり、その後表彰式が執り行われ、永年土地改良区の発展向上に功績のあった役員・総代並びに土地改良区と組合員との意思の疎通を図り、土地改良区運営の充実に寄与した功績により連絡委員の方々に、さらに土地改良区費を多年にわたり早期完納された成績優秀な納入組合と多面的機能支払交付金（施設の長寿命化）による活動を通して、当土地改良区管内用排水路の補修工事等を行い維持管理費節減に貢献した団体に表彰状と感謝状を授与し、感謝の意を表しました。また、登米市産業経済部阿部次長様、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業農村整備部佐々木部長様より年度末で大変お忙しい中ご臨席賜り、祝辞をいただきました。その後、議案審議が行われ、議長に伊藤栄好総代（迫町）を選任し、提出議案十三カ件が慎重審議の上、原案のとおり可決承認されました。



祝辞をいただいた阿部次長（左）、佐々木部長（右）



挨拶を述べる千葉理事長



一 役員の部（五名）
佐藤 敬一（米山町）
泉 榮吾（迫町）
佐藤 正恵（迫町）
三塚 富士男（迫町）
遠藤 昭（大網）
二 総代の部（十二名）
太田 正昭（裏大岳）
佐々木 雄一（南大畑）
柴崎 専一（大袋）
佐々木 啓二（大袋）
小野寺 恵二（上）
佐々木 正治（下小路）
中館 幹男（的場）
加藤 清（野手谷地）
久保 勇（十五貫）
伊藤 信一（大又）
長江 諭（高石）
西條 殖文（高石）
三 連絡委員の部（八名）
名生 富峰（舟橋）
阿部 章吾（富永）
島中 儀雄（内町）
三上 末男（狼掛）
杉森 秀雄（沼崎）
佐藤 久一（柳沢）
武田 信太郎（清水）
佐竹 浩彦（桜岡新田）

功労表彰者

四 納入組合の部（二十一区）

古宿納入組合、早坂納入組合、八ノ森納入組合、斜橋納入組合、花台納入組合、谷地納入組合、飯屋納入組合、三東納入組合、三西納入組合、深沢納入組合、蒲納入組合、駅前納入組合、飯島納入組合、横丁納入組合、新町納入組合、本田納入組合、下舟丁納入組合、峯納入組合、三日町納入組合、桜岡新田納入組合、岸ヶ森納入組合

五 その他の部（七団体）

長沼流域クリーン倶楽部（迫町）
砥落農地・水研究会（南方）
高石農地・水・環境保全活動組織（南方）
砥落虹の郷保全隊（米山）
齊藤エコクラブ（米山）
的場環境保全隊（米山）
上谷地保全隊（豊里）

（敬称略）



議決事項

▼ 第一号議案 迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について

▼ 第二号議案 迫川沿岸土地改良区基本財産について

▼ 第三号議案 迫川沿岸土地改良区基本財産積立金管理運用規程の設定について

▼ 第四号議案 迫川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について

▼ 第五号議案 平成二十九年一般会計補正収支予算の理事会専決処分（第一回）に係る承認について

▼ 第六号議案 平成二十九年一般会計補正収支予算の理事会専決処分（第二回）に係る承認について

▼ 第七号議案 平成二十九年一般会計補正収支予算議決について

▼ 第八号議案 団体営水利施設整備事業実施計画の承認について

▼ 第九号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第四十二期生（H30～H34）加入並びに実施計画の承認について

▼ 第十号議案 予算外負担契約の締結について

▼ 第十一号議案 平成三十年農地転用決済金の徴収額決定について

▼ 第十二号議案 平成三十年一般会計収支予算議決について

▼ 第十三号議案 平成三十年賦課金及び用水使用料の徴収について



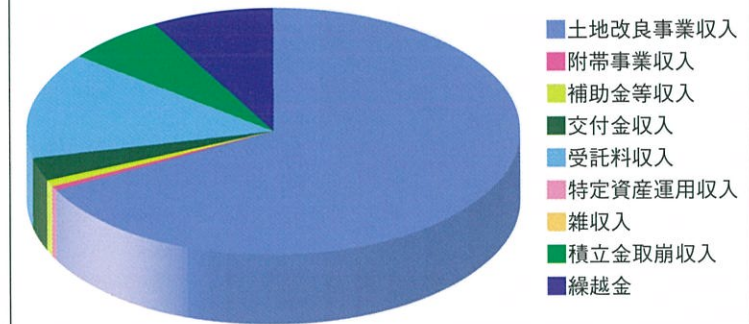
議長に選任された伊藤総代さん

平成30年度 一般会計予算

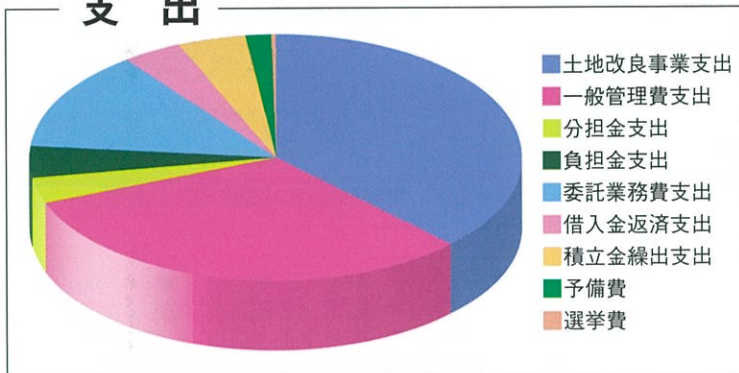
予算額 614,950,000円

項 目	予 算 額
土地改良事業収入	414,879,100
附 帯 事 業 収 入	3,285,000
補 助 金 等 収 入	4,755,000
交 付 金 収 入	18,000,000
受 託 料 収 入	86,012,000
特定資産運用収入	329,000
雑 収 入	162,900
積 立 金 取 崩 収 入	39,130,000
繰 越 金	48,397,000

収 入



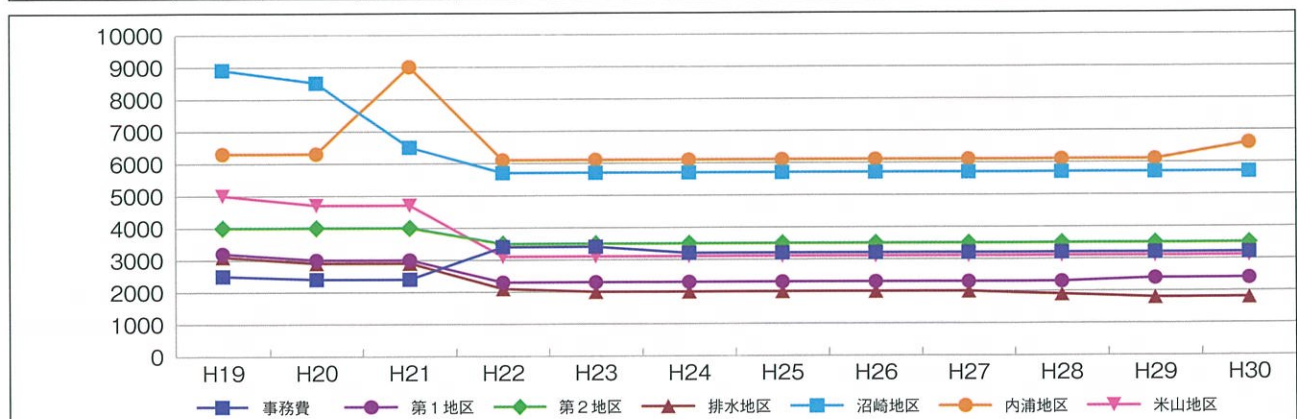
支 出



項 目	予 算 額
土地改良事業支出	230,837,000
一般管理費支出	195,510,400
分担金支出	20,038,000
負担金支出	26,270,000
委託業務費支出	80,289,000
借入金返済支出	23,676,919
積立金繰出支出	26,389,000
予 備 費	11,189,681
選 挙 費	750,000

地区別土地改良区賦課金の推移

地区名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事 務 費	2,500	2,400	2,400	3,400	3,400	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
第 1 地 区	3,200	3,000	3,000	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400	2,400
第 2 地 区	4,000	4,000	4,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
排 水 地 区	3,100	2,900	2,900	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,800	1,800
沼 崎 地 区	8,900	8,500	6,500	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
内 浦 地 区	6,300	6,300	9,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,600
米 山 地 区	5,000	4,700	4,700	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100



平成30年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦 課 率
第 1 期	平成30年 5月15日	平成30年 5月31日	40%
第 2 期		平成30年10月15日	30%
第 3 期		平成30年11月30日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

2) 用水使用料

平成30年10月1日発布、平成30年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 10a当たり賦課金

(単位：円)

区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減	区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減
経常賦課金			償還賦課金		
事 務 費	3,200		県 ぼ 第 1 地 区 一 の 曲 分 区	3,300	△ 700
田 畑	1,600		県 ぼ 第 6 地 区	550	△ 550
第 1 地 区	2,400		県 ぼ 第 1 1 地 区	2,000	△ 600
第 2 地 区	3,500		野 谷 地 地 区	3,300	△ 100
排 水 地 区	1,800		城 内 地 地 区	1,400	
1 / 2	900		長 沼 町 新 田 区	2,900	
沼 崎 地 区	5,700		地 糧 地 区	2,000	
大 平 前 区	2,000		北 浦 地 地 区	2,400	△ 700
内 浦 地 地 区	6,600	500	迫 泥 内 区	6,000	△ 1,200
米 山 地 地 区	3,100		南 部 土 手 ノ 内 区	5,200	
			茂 伝 治 区	2,900	△ 300
			平 貝 地 地 区	5,800	
			添 沼 地 地 区	2,900	△ 1,900

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料
事 務 費	3,200	第 2 地 区	1,750	内 浦 地 地 区	4,620
第 1 地 区	1,200	排 水 地 地 区	900	米 山 地 地 区	1,395

諸変更手続きは組合員資格得喪届出を速やかに行ってください

1 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。

2 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲されたとき。

3 農業者年金を受給される時

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

4 農地を農地以外に転用するとき

地区内にある農地を宅地等に転用するとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。

5 開田を作付または休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき或いは休耕していた開田を作付けしたとき。

6 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

詳しいことについては、[総務課賦課徴収係](#)までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成30年度農地転用決済金

地 区 名	10a当たり決済金	地 区 名	10a当たり決済金
第 1 地 区	29,078円	長 沼 町 新 田 区	2,540円
第 2 地 区	43,617円	地 糧 地 区	1,962円
排 水 地 地 区	23,678円	北 浦 地 地 区	3,328円
沼 崎 地 地 区	71,034円	迫 泥 内 区	5,740円
大 平 前 区	24,924円	南 部 土 手 の 内 区	4,631円
内 浦 地 地 区	76,019円	茂 伝 治 区	3,454円
米 山 地 地 区	38,632円	野 谷 地 地 区	5,889円
平 貝 地 地 区	17,119円	城 内 地 地 区	8,308円
		平 準 化 事 業	
		一 の 曲 分 区	5,365円
		第 6 地 区	189円
		第 1 1 地 区	1,763円

※土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請の場合、意見書の交付と同時に納めていただきます。決済金は農地転用や公共事業買収等で土地改良区から除外される場合、残された農地に負担が片寄らないよう、事業に係る借入金や施設維持管理費等を一括で支払ってもらうものです。

例

(取扱店→納付者保管)

組合員(000101)

様



納入場所 当土地改良区及び指定金融機関

○この試験の算定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に当地改良区に対して審査請求をすることができます。又、審査請求の日は6ヶ月以内に当地改良区を被告として、試験の取消しの訴えを提起することもできます。

○納期限まで納めないときは、納期限の翌日より納付の日までに年14.6%（当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで）の滞りについては年7.3%）の割合を乗じて計算した金額の延滞金、また督促状を発した場合には督促手数料として郵便料金相当額に100円を加えた額を徴収します。

○納期限まで納めない場合には滞納処分を受けることになります。

賦課基準		員数	単価(円)	金額(円)
事務費		32,362 m ²	3,200	41,424
用水2地区		32,362 m ²	3,500	45,307
排水地区		32,362 m ²	1,800	23,301
右記の金額を 領収しました	領収印	賦課金合計		110,032
		延滞金(日)		
		督促手数料		
		総 合 計		

(取拨店→改良区保管)

組合員(000101)

様

迫川沿岸土地改良区
理事長 千葉敏彦 殿



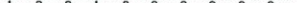
賦課基準	員数	単価(円)	金額(円)
事務費	32,362 m ²	3,200	41,424
用水2地区	32,362 m ²	3,500	45,307
排水地区	32,362 m ²	1,800	23,301
賦課金合計			110,032
延滞金	(日)		
督促手数料			
総合計			

(取扱店保管)

組合員(000101)

様

領収者



1 2 0 1 8 0 0 0 0 0 1

賦課基準	員数	単価(円)	金額(円)
事務費	32,362 m ²	3,200	41,424
用水2地区	32,362 m ²	3,500	45,307
排水地区	32,362 m ²	1,800	23,301
賦課金合計			110,032
延滞金	(日)		
督促手数料			
総合計			

維持管理

インフォメーション

本田用水は4月28日から

◆ 機場の運転について

▼ 用水開始に伴う点検揚水について

4月24日(火) 午前9時から12時(米山揚水機場) 午後1時から3時(南方揚水機場)
4月26日(木) 午前9時から12時(山吉田揚水機場) 午後1時から3時(西館揚水機場)

▼ 水源維持揚水について(補助機場の水源確保)

4月27日(金) 午前9時から午後3時までの間(山吉田・西館・米山揚水機場)

▼ 本田用水

4月28日(水)から8月31日(金)を用水期間とします。ただし、長沼ダムからの取水区域は水利権により5月1日開始とします。運転開始は午前6時とし、以降24時間運転。

なお、用水の終了については、水稻の生育状態により延長することもあります。

※用水不足の解消を図るため委託管理者を配置して各担当区域(路線)を巡視し用水量の効果的調整を行います。それでも困難な路線については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排水調整について

排水運転は、気象情報と降雨量や河川・排水路等の出水状況を把握し、事前に排水機の運転を開始して冠水被害の未然防止に努めます。また、非常時の運転に備え、常に点検整備を行います。

6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛け、電力需給対策を踏まえた効果的節電を図るため、6月より8月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。

○揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月～8月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

『米山機場 山吉田機場 南方機場 高石機場 西館機場 穴山機場』

その他の機場 6月～8月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

(水稻の生育状況、天候、地域の実情等により変更する場合があります。)

◆ 用排水路の管理について

▼ 水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線用排水路については地区請負、行政区毎に連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

節水に心掛け、限りある水資源を大切に使用しましょう！

《《《 今年も総代・役員の改選期です 》》》

総代選挙

迫川沿岸土地改良区総代の任期が来る5月26日で満了になります。これに伴い総代選挙を5月22日に執行することになりましたのでお知らせします。なお、総代選挙は登米市選挙管理委員会の管理のもと執行されますが、その間の事務手続き等は次のとおりです。

◎選挙人名簿の縦覧

4月11日（水）～4月15日（日） 午前8時30分～午後5時 当土地改良区事務所

◎立候補の届け出

5月15日（火）、5月16日（水） 午前8時30分～午後5時 当土地改良区事務所

◎立候補届け出に必要な書類

①『立候補届』②仙台北法務局より発行の成年被後見人、被保佐人の『登記されていないことの証明書』

③本籍地の市町村が発行の『身分証明書』④土地改良区からの『組合員資格証明書』を添えて選挙管理委員会へ提出します。

※①の立候補届出用紙、②の交付申請書と委任状用紙、④組合員資格証明願は5月1日まで当土地改良区で準備します。また希望があれば仙台北法務局より発行の成年被後見人、被保佐人の『登記されていないことの証明書』を立候補者より委任を受け5月11日（金）に仙台北法務局戸籍課へ一括して交付申請を行いますので、印鑑持参の上5月8日（火）まで交付申請書と委任状並びに印紙代300円を添えて提出をお願いします。

◎投票日5月22日（火）（投票時間は午前9時～午後2時迄）

総代選挙の選挙区及び投票所

選挙区	投票区	投票場所	投票区域
第1選挙区 総代数 (50人)	第1投票区	南方就業改善センター	(南方町)狼掛、柳沢、畑岡、沼崎、野谷地、苔野谷地上、平貝、一の曲 (米山町)千貫 (田尻町)大貫
	第2投票区	迫川沿岸土地改良区事務所	(南方町)板倉、沢田、青島、原、松葉、砥落、大袋、山成、新高石、高石、須崎、苔野谷地下
	第3投票区	南方老人福祉センター	(南方町)峯、北本郷、大門、細川、裏大岳、北大畑、南大畑、大岳、梶沼
	第4投票区	登米市北方公民館	(迫町北方)古宿、船越、天形、早坂、永田、八の森、山の上、相ヶ沢、上沢、花台、中沢、舟橋、泥内、土手の内、山の内表、富永、地根、谷地、斜橋、仮屋 (迫町新田)立戸、深沢
	第5投票区	倉崎集落センター	(迫町北方)三方島東、三方島西、飯土井 (迫町新田)大形、山の神、倉崎、糠塚、蒲、小友、山田、坂戸、駅前、牛ヶ沢 (若柳新田)
	第6投票区	登米市迫公民館	迫町佐沼
第2選挙区 総代数 (30人)	第1投票区	登米市中津山公民館	米山町中津山
	第2投票区	米山農村環境改善センター	米山町西野、桜岡、善王寺
	第3投票区	生栄巻生活共同センター	豊里町、涌谷町
但し、投票区域外の組合員については、その組合員たる資格にかかる権利の目的たる土地の属する区域の投票区とする。			

役員選挙

6月30日で任期満了になることから、新総代により臨時総代会を開催し、役員（理事14名、監事3名）選挙執行の予定になります。詳しいことについては、連絡委員さんを通して連絡します。

お知らせ

職制機構が変わりました。

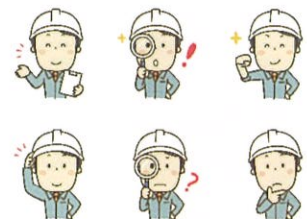
従前（3課9係）

総務課	庶務係
	管財係
会計課	会計係
	賦課徴収係
事業課	事業係
	第1維持係
	第2維持係
	機場係
	換地係

新機構（2課6係）

総務課	総務係
	会計係
	賦課徴収係
事業課	事業係
	維持管理係
	施設管理係

スリムな職制になりました！



迫川沿岸土地改良区座席表（H30）

総務課					
課長補佐 小野寺誠毅			総務課長 安倍 良則		
【賦課徴収係】	木村 主事	及川 主事	【総務係】	佐藤 主査	臨時職員
	様多 主査	紫音 主査		正宏	伊藤 美紀
	千葉 悦朗				
	佐々木由美				
【会計係】					

事業課

【事業係】

臨時職員 岡 静江	事業係 技術主査 菅原 久	事業係 主事 鈴木 隆太	事業係 主事 千葉 祐市
	施設管理係 技術主査 山口 末男	施設管理係 技 師 芳賀 裕樹	施設管理係 係 長 門馬 利幸

【施設管理係】

事業課長
加納 裕史

【維持管理係】

維持管理係 技 師 田口 大河	維持管理係 技 師 今野 翔太	維持管理係 係 長 佐々木友隆	菅間 英樹 課長補佐
維持管理係 渡部 泰彦	維持管理係 技 師 佐久間貴志	維持管理係 主 事 三浦 芳晴	

玄
関



2階
中央管理室
水利調整室

21世紀土地改良区創造運動 国営造成施設管理体制整備促進事業

当土地改良区では、子どもたちを中心とした地域住民と農家との交流による地域づくりを推進し、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、地域住民、特に非農家の方々の理解と協力を得るため、**21世紀土地改良区創造運動並びに農業水利施設の高度な管理体制構築に向けた啓発活動を積極的に展開しています。**

穴山幹線用水路敷地へ景観植物「シバザクラ」を植栽しました

平成30年3月25日（日）、平成29年に壁画を行った団体に呼びかけ、水路敷地30mへ景観植物「シバザクラ」を植栽。米山町八軒小路子供会・米山バスケットボールクラブが参加。（子供18名、大人12名）本年度で植栽延長478mとなりました。



農業水利施設見学・用水路壁画アート参加を募集します！



活動場所：登米市米山町
西野地内
施設：穴山幹線用水路
活動時期：7月～10月

〈問い合わせ〉
事業課事業係 千葉・鈴木

【組合員の皆様、地域の各種団体等への呼び掛けをお願いします。】

水路では

遊ばないでね!

最近、混住化の進展に伴い農業用排水施設における水難事故が多発し、新聞、テレビ等で報道されるたび他人事とは思われず大変心の痛む思いであります。

今年も四月二十八日から本田揚水が一齐に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確率が非常に高くなります。

本土土地改良区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校へ呼びかけを行っておりますが、もし、水路で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けで、水難事故を未然に防ぐため皆様のご協力をお願い致します。



人事往来

◎連絡委員

千葉 昌宏(谷地)
佐々木 毅(飯屋)
千葉 経彦(飯土井)
千田 俊行(若柳新田)
星 茂喜(倉崎・糠塚)
田口 英治(峯)
後藤 専一(青島)
佐藤 清光(南方砥落)
新田 伸(米山砥落)

◎納入組合長

富士原 直義(富永)

【敬省略】

◎職員

○平成三十年三月三十一日付
退職

佐藤 正宏

(総務課長)

佐藤 紀代美

(会計課参事兼会計係長)

合併以前の土地改良区に奉職以来、土地改良事業推進と運営健全化並びに後進育成に尽力されてこられました二名の方が退職されました。長い間大変ご苦勞様でした。

○平成三十年四月一日付

・総務課長

安倍 良則

(会計課長)

・総務課課長補佐

小野寺 誠毅

(総務課参事兼庶務兼管財係長)

・総務課賦課徴収係主事

木村 祥多

(会計課賦課徴収係主事)

・総務課会計係主事

及川 紫音

(総務課庶務係主事)

・事業課課長補佐

菅間 英樹

(事業課参事兼事業係長)

・事業課施設管理係長

門馬 利幸

(事業課第二維持係長兼機場係長)

・事業課維持管理係長

佐々木 友隆

(事業課第一維持係長)

・事業課維持管理係主事

三浦 芳晴

(事業課第二維持係主事)

・事業課施設管理係技師

芳賀 裕樹

(事業課機場係技師)

・事業課維持管理係技師

佐久間 貴志

(事業課機場係技師補)

・事業課維持管理係技師

今野 翔太

(事業課第一維持係技師補)

・事業課事業係主事

鈴木 隆太

(事業課事業係主事補)

・事業課維持管理係主事

田口 大河

(事業課第二維持係技師補)

表彰紹介

全国土地改良功労者等表彰

去る三月二十六日、第五十九回全国土地改良功労者として当土地改良区の職員が個人表彰を受賞しましたので紹介します。

総務課 佐藤 正宏

平成二十九年度賦課金が百パーセントの徴収となり、平成二十九年度完納奨励金を納入組合へ交付しました。

組合員皆様方の御理解と御協力の賜と心から御礼申し上げます。